

台湾人の私刑を「私休 [スウヒウ]」と称す。これ台湾人相互間の制裁すなわち社会制裁にして中には実に聞くに忍びざる残酷のものあり。これ昔日、清人の明人虐殺ないし反賊の民人惨殺、官兵の復讐的剿滅もしくは分類械闘および蕃人の馘首等常に残酷、酸鼻に耐えざる所行を見聞きせる結果なるべし。もちろん領台以来これら安寧秩序を紊し、一般風俗をそこなうごときものは厳に禁止せられ居（お）るも、往々ひそかに行わるることあり。今その重なるものを挙げて参考に供す。

### 第一節 窃盜

他人のものを盗みたる時は捕らえて縄し、あるいは吊るし打つ。または突屎坑とて捕らえてさかさまに厠のなかに突き込む。また頭毛醋 [タウムンサオ] とて五分くらいの髪の毛を酢と尿とに入れて口よりつぎ込む、そうすればその賊は喘息または肺病となり、物を取らんとして人家に入るたびに咳のために発覚して果たさずという。また情状によりて割脚筋 [コワカアキヌ] と称する刑をなす。これその脚の筋を斬るものなり。(源) 為朝が臂筋を絶たれしよりは今一層困難なることなるべし。また「焼火箸」とて焼け火箸をもって面に付け、あるいは土宣帽 [トオソアボオ] と称して土にて帽を作りその頂に火を入れこれを冠せしむる。あるいは困両間厝 [コヌシアヌキエヌツウ] と称し、壁間に二個の穴をうがち、犯人の両足を大腿部までこの穴に入れ横に臥せしめたけ坊にて脛を挟み縄にて縛す。これ体と脚と両室に跨り寝るをもってこの名のあるものなり。

近くは支那通州の高橋頭に一富豪あり。一名の悪漢その家に放火し、その混雑に乘じ財宝を奪い去りしがほどなく発見し、村中の者ことごとく集まりて打擲し、最後に群衆相こぞって麻縄をもって悪漢を縛り上げ、いまだ炎々として燃えつつある火中に抛り込み火刑に処し、その骨灰を人々集まり奪い合つて奇薬となせり。そうして翌朝新聞を見るにこの私刑はすなわち地方の害を除くものにして最善の良策なりと載せられたり。かの米人が黒人を電柱に縛し行路の人の「ピストル」の乱射に任せ怒りを慰したりという私刑に似たるものあり。

### 第二節 姦通

人の妻と通じたるものは捕らえて頭髪を斬り又は割耳 [コアヒイ] とて耳を切りあるいは灌尿 [コアヌサイ] と称して糞汁を吞ましむるものあり。または寺廟に寺廟用の物品を提供せしめその物品に氏名を明記して物品の現存する限り人に嘲笑せしめ、後決してかかる恥ずべきことはなすまじと自覚せしめ、または罰として芝居を償わして芝居を衆人に観せしめ、または爆竹を肛門に挿し火を点して爆炸せしむるものありという。そうして先年嘉義の者他人の妻と通じたりとてこれを捕らえて「サイダー」瓶を肛門に挿し込みたることあり。この被害者は元來己の招きたる禍なれば苦しきをも忍びて家に帰り、自ら取り去らんとして鉄槌にて打ち破わしたるためその破片奥深く入り込み、遂に如何とも致し方なく台南病院に入院し遂に官の知るところとなり双方処罰せられたり。なお珍奇たるは先年盲人肥饒なる上田を所有せしに、目明の人の赤瘦ほとんど不毛に近き下田と偽り換えられたりとしてこれが回収の訴えを台南法院に提出せり。始め盲人は詐取せられたる業地は己の祖先より伝来せしごとく申立おりしも、審理進むに従い包むにゆえなく、遂に実を吐くに至れり。すなわち原告たる盲人の未だ盲せざる前、被告の妻某と密かに通じおりしが阿漕ヶ浦に引く網のその如く、遂に被告に発見せられ捕らえられ両眼を剝り脱（ぬ）かれたるものなりという。原告自身はその地古来の私刑なるを思い、かつ己の悪きを悔い断念して黙しおりしに、親族故旧余りに私刑の殘虐なるを鳴らし被告に談判せしに、被告も事の公にならんことを恐れ、自己の所有する上田と原告所有の下田と交換し、かつ檳榔を送り（謝罪の時の贈り物なり）謝罪して事済みたり。しかるに被告は原告の盲目なるを奇貨として、口頭にて交換し了りたると言ひなしてその実交換の手続きをなさざりしため、この訴訟を提出せしものなること判明せしという。実に珍奇たる訴訟にて到底内地人の想見しあたわざるものというべし。

また昔台南の何某好淫にして常に人の妻と通ず。故に人々蛇蝎のごとく嫌厭し爪弾きしおりしに、あるときまた他人の妻と通じてその夫に発見せられ、捕らえられて日中馬背に縛せられ台南市中を牽き廻され、赤（恥）を晒したりという。

またこれ台南法院にて審理されたるものにして、その会社の苦力（人夫）に甲某あり、年齢二十、すこぶる美貌にして性また朴直なり。同寮に乙なる苦力あり。性猛悪多淫、常に甲の美貌を愛して鶏姦（※ホモレイプ）を挑む。甲深くこれにくみ、一日友人の助力を得て乙の両眼を指にて剝り出し全く盲者となす。のち訴廷に送られ弁じて曰く、「余常に乙より鶏姦を挑まるるに苦しむ、ゆえにもし彼の両眼を失明せしめれば彼れ余を見ることを得ずして禍もまた免るべし」と。

### 第三節 強姦

強姦したるものは耳を断り、目を剝り、頭髪を断る等ほぼ姦通と同じきも、なおそのほかに活埋 [オアタイ] ということあり。これ犯者を捕らえ縛し、なるべく通行多き路傍活きながら土中に埋むるをいう。その方法は三尺四方くらいの坑を人丈けにうがち、犯者をその坑中に立たしめ周囲を土にて埋め、首のみを露出して通行人に面せしめ諸人に示す。行人は竹鞭あるいは木枝をもってこれを擲搦し、または面に唾して過ぐ。かくのごとくしてその非行を戒むるものなり。昔台南安平街道の中途に半露亭という一亭あり。これもと安南間往来者の休息所たりしが、あるとき一悪漢ここに隠れおり、一婦人の通行するを見て不意に捕らえて亭内に拉し来たり猥欲を満たせり。庄人これを知り馳せ集まり悪漢を捕らえてここに活きながら埋めて衆人に示せり。埋められたる悪漢は数刻を出でずして死したるをもって、その首部に瓶を多い腐臭に任せたり。のち何人の伝えたるものなるや、その屍前に香を焼きて祈るときは必ず賭博に勝つと称し、当時香煙絶えざりしという。かの義賊鼠小僧の墓前に常に香花絶えざるもおおむね種類なるべく、どこにも奇なる迷信の存するものなるも、迷信は迷信としてこの私刑は私刑中最も残酷な私刑というべし。

### 第四節 学生の窃盗

学生他人の物を窃取したるときは、教師その学生を捕らえて打ち懲らし、他の学生に示し、またはその父母に告げ将来を戒しむ。

### 第五節 牛・豚・羊等の窃盗

牛・豚・羊等を窃取したる者は捕らえて赃物を返さしめ、もし売却または塗擦して現物存せざるときは、その代償を賠償しめ、紅彩 [チエンサイ] 一封（彩色したる燈）を廟に奉納せしめ、その燈には必ず犯者の姓名を記入す。この燈の存する間は犯人は人知れぬ苦しみを受け、後決してかかることをなすまじと自ら懲り悔いしむる方法なりという。また檳榔を近隣に配りて謝罪せしむるものあり。また罰として芝居をなさしむるものありという。

### 第六節 竹木または橋板等の窃盗

竹木または橋板等を窃取したる者は赃物を背負わし庄内を囃し行きて後來を戒む。

### 第七節 殴打創傷

被害の多寡により、被害少なれば檳榔をもって謝罪し、あるいは罰として廟前に芝居をなさしむ。このときは芝居場の両側の柱に自書にて謝罪の意を書かせしむ。傷軽きときは薬代すなわち医療代を購わしめてことを済まし、または被害者を加害社宅へ担ぎ込むあり、被害者は例の台湾流にてまさに死に垂れんとするのかたちをなし、うめき苦しみて泣き叫ぶも、すでに損害賠償を取りこと落着するや、たちまち全治して元氣よく帰宅する輩ありと

いう。また殴打死に致したるその死体を相手方の家に担ぎ込むものあり。大正二年十月十九日台南西市場前の陳員なるものの楼下に、姓名不詳の本島人倒れあるを發見し、取り調べたるにこれ阿公店管内のものにして李牛と称するもの前日この店に来たり。二十銭の飲食代より喧嘩をなし互いに打ちあいて引き上げたるに、李牛は帰宅後まもなく死亡せしより、その同僚大いに怒りその夜ひそかにその死体を担ぎ相手方なる陳員の檐下（のきした）に置きたるものなりという。また「保辜限 [ポオコオハヌ]」ということあり。これ保正または甲長、その他重立ちたる人の仲裁において、そのいまだ傷害の深浅を確かむるあたわざるとき約にして、もしこの傷痕が三十日以内に全治せば薬価何程、あるいは一生不具になりしときは何程と、いわゆる条件付きの約束なり。これを「保辜限」という。この間は官にも持ち出さずしてその傷痕の経過を俟（ま）つものなり。

#### 第八節 盗水

水番順番を俟（ま）たず窃（ひそ）かに引水したるときは、その者は燈彩または芝居を罰す。「五角頭、五棚劇、五卓酒」なる慣習語あり。これ庄内のもの悪事をなしたるときは五方面に芝居をなさしめ、五カ所に酒および料理を設けて庄人に飲食せしむるをいう。

#### 第九節 野菜の窃盗

野菜・歌詞等を窃取したるものは捕らえて罵り懲らし、脏物を取り返したまたは代償を賠償しむ。しかれどもその場にて一二個窃み食したるほどのものなれば問うところにあらずという。

#### 第十節 甘蔗の窃食

近来製糖業増加し一本の甘蔗といえども大に貴重さることとなれり。今一二本の甘蔗を窃食したるものありとせば、いかなる叱責をこうむるか知らざるも、在来本島に慣習語あり。いわく、「一枝放汝去、二枝打竹荊、三枝罰一棚劇」と、すなわち一本なら放還す、二本なれば竹にて打ち懲らし、三本なれば少し欲心深くして穏やかならざれば、罰として一台の芝居をなさしむということなり。一台の芝居は少なくとも六七円なるべし。甘蔗三本にて六七円の罰とは割に合わざることというべし。

#### 第十一節 小児の窃盗

子供他人の者を窃みたるときは、その父母その子を物主の家に行きて打ち懲らして物主に示し、後来を戒む。もし父母の物品を盗めば縛しまたは打ちてこれを懲らす。

#### 第十二節 査某嫗の窃盗（※査某嫗とは下女という意味）

査某嫗（下女）主人のものを窃みたるときは、子が盗みたるときと同じく打ち懲らす。もし他人の物を盗みまたは盗食するときは、その手または唇に焼き火箸を当てこれを懲らす。また一室に閉じ込め外部より錠を下ろし食を断ちて与えずして懲らしむる等あり。明治四十二年七月中、苗栗三堡大甲街王俊なるもの、下女を懲らしむる目的をもって度々火箸をその身体に当て、遂にその下女を死に致し、いずれもまた刑事被告人となりし事件なり。また阿猴庁港西下里牡丹庄（※現在の屏東県牡丹郷）林某なる者の査某嫗が煮豆を窃食したりとて焼十能（※炭や灰を運ぶための道具）をもって査某嫗に着け、大火傷を負わしめたることあり。これまた相当の処分を受く。

#### 第十三節 家畜の窃盗

飼牛・飼羊その他豚・鶏が他人の耕作物を荒らしたるときは、その地主は牛または羊を捕らえて打ち懲らし、また

は自宅に牽き来たりて縛し留む。物主これが回収に来たらば相当の損害賠償を取り謝罪せしむ。また物主囊(さ)きに金銭を田主に貸与しありし場合、すなわち債権債務の関係ありたる場合は、債務者たる田主はこの機乗ずべしとなし、損害高を高価に見積もり飼畜主に向かって囊日(さきのひ)の債務を棒引にせんことを強請する等狡猾なる輩ありという。

鶏・鶩・鶩等を窃取したるものにして常に窃取する癖あるものは公にすること無論なるべけれど、鋤鋤を肩にせる耕耘の帰路、時に迷いたる鶩一羽畦畔に蹲(うづくま)りおるを見、不図不良の心を生じひそかに捕らえて家に帰りし等は、実物もしくは相当の代金を返礼して謝罪せしむ。謝罪は必ず檳榔をその近隣に配るものとす。